

令和7年度福岡市高速鉄道事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和7年度高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 車 両 数	240両
2. 年間走行キロメートル	20,734,677キロメートル
3. 年間輸送人員	193,961,000人
4. 一日平均輸送人員	531,400人
5. 主要な建設改良事業	
(1) 営業線改良事業	事業費 12,896,783 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 高 速 鉄 道 事 業 収 益	45,166,531 千円
第1項 営 業 収 益	40,250,212 千円
第2項 営 業 外 収 益	4,604,138 千円
第3項 特 別 利 益	312,181 千円
支 出	
第1款 高 速 鉄 道 事 業 費 用	37,374,379 千円
第1項 営 業 費 用	34,033,642 千円
第2項 営 業 外 費 用	3,330,614 千円
第3項 特 別 損 失	123 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,616,429千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入			
第1款	資 本 的	収 入	23,448,693千円
第1項	企 業	債	16,993,000千円
第2項	出 資	金	2,503,222千円
第3項	補 助	金	3,516,907千円
第4項	雑 収	入	435,564千円

支 出			
第1款	資 本 的	支 出	37,065,122千円
第1項	建 設	改 良 費	12,896,783千円
第2項	企 業 債 償 還	金	24,166,608千円
第3項	補 助 金 返 還	金	1,731千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営 業 線 修 繕 事 業	令 和 8 年 度	千円 892,000
営 業 線 改 良 事 業	令和8年度から 令和11年度まで	令和8年度以降 7,858,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高 速 鉄 道 事 業 費	千円 10,090,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。 起債時期は令和7年度とする。 ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	% 9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に元利金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。 ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
高 速 鉄 道 事 業 特 例 債	440,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 高速鉄道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,569,010 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、294,000 千円と定める。

令和7年2月21日提出

福岡市長 高 島 宗一郎